

◎新潟県告示第858号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成24年7月3日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
今滝地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
荒所地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
内山外地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大形(2)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
所谷地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川船河(1)地区	南蒲原郡田上町大字川船河	次の図のとおり	土石流
今滝一の沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流
荒所沢地区	南蒲原郡田上町大字羽生田	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）